

吹田竜ヶ池ヘルパーステーション

◎訪問介護利用料金表（平成 30 年 4 月 1 日より）

①訪問介護料金表（要介護 1 から要介護 5）

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での 1 回の料金は次のとおりです。【※特定事業所加算Ⅱ…所定の単位数の 10/100 加算を含む】

	利用時間	単位数	費用額(10 割分)	料金は負担割合証に準じて 算定
身体介護	20 分未満	182 単位	1,972 円	
	20 分以上 30 分未満	273 単位	2,959 円	
	30 分以上 1 時間未満	433 単位	4,693 円	
	1 時間以上	633 単位	6,861 円	
	1 時間を超えて 30 分増すごとに	+91 単位	+986 円	
生活援助	20 分以上 45 分未満	199 単位	2,157 円	
	45 分以上	245 単位	2,655 円	

☆地域加算…（吹田市）4 級地 上記単位数に 10.84 を乗じた数字が費用額（10 割分）となります。

☆上記の身体介護に引き続き生活援助が必要ある時、20 分から起算して 25 分を増すごとに +72 単位（218 単位を限度）加算されます。

☆その他 *夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 上記単位数の 25%増し
*深夜（22：00～6：00）の場合 上記単位数の 50%増し
*訪問介護員 2 名派遣の場合 上記単位数×200/100

☆その他加算（①に加算されます）

加算名	単位数	説明
初回加算	200 単位/月	★初回利用時 ★要支援⇄要介護に変更した時 ★過去 2 ヶ月ご利用なく利用再開した時
緊急時訪問介護加算	100 単位/回	★居宅サービス計画に位置付けられない訪問介護サービスをご利用者またはご家族から要請を受けて 2 4 時間以内にサービスを行った場合 1 回につき加算されます。（身体介護のみ算定）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月	★訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士から助言（アセスメント・カンファレンス）を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）した場合に算定されます。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	★現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		★職員の処遇改善のための費用として、1 月につきご利用頂いたサービス単位数の 13.7%を処遇改善加算として負担頂きます。
同一建物減算		★事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（竜ヶ池ハウス住人対象） ★上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）以上に対し、10%の減算とします。

②総合事業（訪問型サービス）料金表（要支援1・要支援2・事業対象者）

総合事業（訪問型サービス）の利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。

介護予防サービス計画において、位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

（Ⅲは要支援2のみ）

区分	単位数 1ヶ月につき	費用額 (10割分)	料金は負担割合証に準じて 算定
訪問型サービス（Ⅰ） *週1回程度の利用	1,168 単位 (日割) 38 単位/日	12,661 円 (日割) 411 円	
訪問型サービス（Ⅱ） *週2回程度の利用	2,335 単位 (日割) 77 単位/日	25,311 円 (日割) 834 円	
訪問型サービス（Ⅲ） *（Ⅱ）の程度を超える利用	3,704 単位 (日割) 122 単位/日	40,151 円 (日割) 1,322 円	

☆地域加算…（吹田市）4級地 上記単位数に10.84を乗じた数字が費用額（10割分）となります。

☆その他加算（前記②に加算されます）

		単位数
初回加算	1月につき	+200 単位
生活機能向上連携加算	1月につき	+100 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の処遇改善のための費用として、1月につきご利用頂いたサービス単位数の13.7%を処遇改善加算としてご負担頂きます。	
同一建物減算	訪問介護の記載と同様、10%の減算となります。	

※上記加算の適用要件は前頁の☆その他加算と同様。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス計画・介護予防マネジメントに定めた期日より利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆但し、月の途中から利用を開始した場合や月途中で要介護⇔要支援に変更となった場合は日割り計算を行います。

☆同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行います。

★訪問介護サービスに関する注意事項

- ・介護保険限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。
- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。
- ・要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）